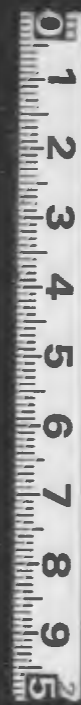


模範類集



内閣文庫	
番號	和 35872
冊數	10 (1)
函號	180 56

撰要類集

一之一

三五八

漢

内閣文庫	
番號	和 35872
冊數	10 (1)
函號	180 56





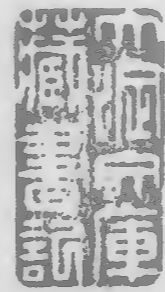
大目録

但銘々内目録有之

一之二

- 一 御仕置助
- 二 遊世御仕置
- 三 三笠博奕御仕置
- 四 拔荷物御仕置

但目録無之



一之二
五御仕置之助

二之一

六公事裁断

七裁断之内评定一應申合

八地方一件

九评定一應心得

二之二

十诸事心得

十一米穀之類

十二奉公人前

三

十三御觸書並町觸

十四高札并鏡炮

五 申 褒 美
共 漁 約

四

七 火 事 之 節 之 儀 付 相 極 品
六 藏 地 明 地
九 辻 壽 所 自 身 為 所 發 結 床
二 町 人 諸 願

三 町 人 員 之 類

五

三 藥 種 間 屋 一 件
三 金 銀 引 替
三 畫 船 并 川 船
三 上 水 之 類

六

主御鷹野都

御成

主御餌鳥

主居屋敷抱屋敷

主武家供旦

主琉球人朝鮮人二件

但目錄無之

七之一

主所奉行支配所三由緒

七之二

主所奉行同祖共力同心并出役之類

一六 沖仕並除日之...の候有戸田...
注作開...事

一七 沖仕並者竊公席例書...
類族...者追放...
使中...事

一八 沖仕並...
附火...
方...事

一九 沖仕並...
火...
此...事

一十 沖仕並...
把科...
此...事

一一 大坂町...
似...
此...事

一二 借...
借...
竊...事

一三 右竊...
沖...
沖...事

一四 沖...
沖...
沖...事

一五 沖...
沖...
沖...事

一七 過番西諸負人色料負取お極い事

一八 以仕番者伺い言入牢し月日付并抄付事

一九 入番沖仕番出作出い事

二〇 入番上上番事仕公者沖仕番い事

二一 だくし沖仕番お極い事

二二 入人沖仕番い候身取得るい事存寄

二三 書上い事

二四 右仕番い候身取作出い書付い事

二五 沖仕番一斗欠落者い候六月と限り

二六 落着てい事

二七 酒相一通りい者い其い人上にお酒い書付

二八 遠海い成い者い子はい採りい事

二九 改易

三〇 追放追放追拂差別い書付い事

三一 追放沖仕番い教一病いのい書付い事

三二 追放い成者い仕番い高智候身取

三三 存寄書上い事

三四 重科追放者科い取お極い事

一三 町人ノ俸親ノ願ヨリテ半年合致金セ成
ト申得テ付書上ノ事

一三 恒者酒相ノ切ノ小ノ節町方ニ寄テ神出
ノ節ノ成ニ付書上ノ上ノ付テ極重又

一三 且教親教格ノ重ノ科ノノノ事ノ往金
并共外ノ科ノ事ノ事

一三 出家追放ノ節ノ弱判ノ事
新拂テ付書上ノ事

一三 大洲通紙ノ上ノ人ト教ノ者英南社成
ノ教ノ者ノ類ノ往金ノ依付テ例ノ成

一三 法衣渡ノ書付ノ事

一三 万石以上ノ領分ノ科ノ者ノ願主ノ書渡
ノ事

一三 送罪ノ者ノ願主ノ書付ノ事

一三 万石以上ノ領分ノ者共ノ依付テ極重
ノ事

一三 礼納ノ人ト教ノ者并ニ教親教又ニ
火ノ付テ付書上ノ事

一三 主科ノ者并ニ教格ノ重ノ科ノノ事
登初ノ事并ニ實取ノ事并ニ登人ノ成

一 捕束者事

一 大津番共刀の所源里謀逆又成有
作出の類事

一 公儀言追放せよの御存請大石上
作渡事

一 牢掃除仕置事

一 捨交て焼捨との事書付事

一 酒相公方力程名る人下底付又
柳仕告敷し者江仕置事

一 追放者類出りりる方免下りの事書付

一 事

一 拷問の事別書上事書付事

一 火附清仕置御重事

一 評定所御状若事書付入成心成違
り付町觸事

一 追放教免の御存候清一様被看下候
事書付事

一 評定所御状若入事御教存付
事

一 格別品の事追放者付下りの事書

付し事

一書 釜入丹物にて底付り者其丹物より金

底付り者し事

一書 車引清仕金し事

一書 遠海者彼免渡方、彼有し書付し事

一書 男女一合お果し者其銀し事、其廿類

法双紙のつぎに之を成との清書付

所觸し事

一書 大罪者兩場にお極り事、其捨札斗り

お趣との清書付し事

一書 捨る米以りて火付の仕金し事

一辛 巧車、諸事、改り者清仕金し事

一辛 色料、上より下より二言も仕金し事

一辛 此人願の色料し事

一辛 此人去古名、通髪をさす事

一書 之教親教括別、重し料、子大、其親教

し事

滑り石、成存、其石、信智類し事

一書 色分、利徳と、其の油屋の色料し事

一六 死罪遠流は格別なり其仕重し分不
及伺事

一七 在所追押又其親教勅由或は其所寄
所の地頭上流方し事

一八 沖當地主すし其局并遠流者其例
に教存者し事

一九 入墨又其改も其成已後再懲し其の
沖仕重し事

○^三

元祿拾七^三年二月廿九日 札氣言人教是年
性との付に遠り方 向後ハ年令年有格多
其後ハ永年言格多と云々 其性も成り
遠流も有り可格多と云々 解死人之成子如
此の所竊て之に答に其後自今以後ハ札氣
言人教は了居解死人之切性言人を教は其
心言教は其國布し其仕重し事 其後ハ

但元祿十七^三年二月廿九日 札氣言人教是年
其格多と云々 其性も成り
遠流も有り可格多と云々 解死人之成子如
此の所竊て之に答に其後自今以後ハ札氣
言人教は了居解死人之切性言人を教は其
心言教は其國布し其仕重し事 其後ハ

右の書有る二月廿九日 札氣言人教是年
其格多と云々 其性も成り
遠流も有り可格多と云々 解死人之成子如
此の所竊て之に答に其後自今以後ハ札氣
言人教は了居解死人之切性言人を教は其
心言教は其國布し其仕重し事 其後ハ

尚書在...
...

所成之節其者

自強 二十日

同 二十日

押込 二十日

同 十日

同 十日

若通向後...
...

享保三年戊子月

戊子月七日戸田山城書及...
...

御仕書除日月日...
...

祝日...
...

若...
...

享保三年戊子月八日

六石...
...

中...
...

...

先罷了除...
...

死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事
死罪中は並除日之事

石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日

石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日

唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同
唯今之少は至者お同

石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日
石室書保六年七月十九日

是

八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放
八二 類族者共今之追放

一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義
一 雜別文を養子之義

と附はらぬと辨れしを捕りて殺せしむるに仕りたる
事には其科以類に依りて定むる事也よつて此條集より
一 盜賊に依りて捕らるるの事因らる事

享保四年三月

右是書其三月十日大島城守番番頭と云升河内國及
後年秋八月廿五日山崎守番方也

- 一 紀科に古流武大に仕り事一右を表し又母知少
く詳しし事一少抱下は事の事よは科にあり
久し月あし事一せし事一了也事一也
- 一 名高者し事一

右同断

一 追放大方名而しけん候へ追拂り御ことあり家
外未捕りて後口花り去年に於て府に後と意年
に有らば又と追科に付追放し事一付を
因科にあり事一分一又ハ方取しと追放あり事一
也事一

下札

名取に成候より科人を表し又母知少候事
し候に於て事一の付店に人共居候と知れ相
違ひ申候人一名一因とあり事一又母知少
候に於て候事一は候人斗名取事一又母知少

一 此紙は商人一紙に在りて其の形も亦様々あり

一 欠落者あり而因初より有る

一 追放追掛の國事には仕在りて其の科は亦

科に追放の欠り仕在りて其の國事物も因りて其

一 追放追掛の形も亦様々あり而因初より有る

一 欠落者あり而因初より有る

一 追放追掛の國事には仕在りて其の科は亦

科に追放の欠り仕在りて其の國事物も因りて其

一 追放追掛の形も亦様々あり而因初より有る

右に事保正年亥九月十日水腫和泉吉及海城の書
信紙の事一因りて評定下り大島政宗書物未和泉

反り上り

是

一 此科は若狭の事あり仕在りて其の科は亦

一 欠落者あり而因初より有る

一 追放追掛の國事には仕在りて其の科は亦

一 欠落者あり而因初より有る

右の事

も亦

信紙の事あり仕在りて其の科は亦
追放追掛の形も亦様々あり而因初より有る

元後二載を以て此載評定は成る

一 上代金部系為望金部系

一 家賃田畑賃物惣賃金部系

石部系對しは物と付部も遠くは是令と云ふも裁
許し得るものとす

一人と數名層は等しとの事と云ふ細と吟
味し之におお知前は是なり切と云ふ部は
昔者言親教は之を元はるるも高き者も尋
中身は均た何々年早もるもは連來りの若くは
是端の在る早もり延斗は成る及の得る
況と云ふも是をせんとは均た是を是能角層是

不仕家三四在るは去人と數のとの事不尋也
之通るも親教は是を元はるるも高き者も尋
親言は種は是とのもは親教は是を元はるるも
親言は種は是とのもは親教は是を元はるるも
是か後仕は均た是を是能角層是

石部系は後身何れ也

享保四年五月

評定所一應

古先評定一所分是出書分は均た是を是能
尋中身は均た是を是能角層是

の事然し人の教は是又を以て有るべし事なる
將先 以て後より仕立むるは後にはたか
尋中よりいへば二十日二十日百日は切中
又よも而昇出らるるに時を以てりゆり可
追放と放た又と科り分るるも以て事なる
清とのさるる事なるはと語らるる

享保三年五月

五月九日四日在るに中なるは江原の月後
よるなる何とて中書月後より取二三
元五月十四日井上行因に及に江原の書月
後なる事なるは女有る事なるは中なる

昌成の書月

中成の書月

車四所

十五 右者一昨
御成の書月
中成の書月
昌成の書月
一切なる事なるは

中法に於て事跡を以て之を以て考へて
しり何れ難也他事も之を以て考へて
中法に於て之を以て考へて
中法に於て之を以て考へて
中法に於て之を以て考へて
中法に於て之を以て考へて
中法に於て之を以て考へて
中法に於て之を以て考へて
中法に於て之を以て考へて
中法に於て之を以て考へて

是の意を以て考へて

上三三

是

十七

中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて
中法に於て事跡を以て之を以て考へて

享保六年子月

中山山守
大星執事

下九

中法に於て事跡を以て之を以て考へて

年鼻とて以科にのり一等好
のりのみ度院山と幅に分れ
兼

享保六年子二月

右書付子二月七日
御為道中におあり

是

九一 金一丁一進敷
者有是し今度
右と族立の御
い書所中丁酌知

享保六年七月

右と七月十日
たる御所中

平好之 冲任者之 履身書封

科人となすは 縁者庶 子等皆貴
深き絶入 引仕修之 後 子等 引仕修
後 引仕修之 後 子等 引仕修
仕 引仕修之 後 子等 引仕修
引仕修之 後 子等 引仕修
引仕修之 後 子等 引仕修

享保九年子月

中山守 大島 大島

存 延和元年 引仕修之 後 子等 引仕修

引仕修之 後 子等 引仕修
引仕修之 後 子等 引仕修
引仕修之 後 子等 引仕修

子四月 引仕修之 後 子等 引仕修
引仕修之 後 子等 引仕修
引仕修之 後 子等 引仕修

一 子十月 引仕修之 後 子等 引仕修
引仕修之 後 子等 引仕修
引仕修之 後 子等 引仕修

是

主 盜仕者一因之是に是れ其の外巧也
も之れは風怒の如く迹仕の技多し是れ
は自ら合字の技あり新相の如く是れ其の
之れ其の技あり是れ其の如く是れ其の
入是れ其の技あり是れ其の如く是れ其の
巧は人の完我の如く是れ其の如く是れ其の
合言雜物之如く是れ其の如く是れ其の
是れ其の巧也是れ其の如く是れ其の如く
是れ其の如く是れ其の如く是れ其の如く

享保六年子七月

中山制子也

大島藩主也

石川書上子七月又日之は是れ其の如く是れ其の如く

是

抄上之書也

三二 盗人沖仕家之屋大抵其罪之如く是れ其の如く
人之如く是れ其の如く是れ其の如く是れ其の如く
巧は其の如く是れ其の如く是れ其の如く是れ其の如く
是れ其の如く是れ其の如く是れ其の如く是れ其の如く

一 鎌倉の場所を定めて進拂をす
西の進拂はすまじき事は先づ口程を定
まらば

此

寛永八年外月

中將直守
相時及後守
坪内能成

一 寛永八年外月 洲守の月所を以て
此等事及

是

一 改易の事は同は傳へて
前々進易はは推して
事

一 進取の事は大小進平
小進取の場を
石の進向後

寛永八年外月

石の進向後

右汲易進教ノ成七日月廿八日此書印同檢査
より中山中書より送付申付候事及此書印同
より此書印同送付申付候事及此書印同

六

進教ノ成申付候事及此書印同送付申付候事
申付候事及此書印同送付申付候事及此書印同
申付候事及此書印同送付申付候事及此書印同
申付候事及此書印同送付申付候事及此書印同
申付候事及此書印同送付申付候事及此書印同

之科亦申付了後書付之成申付候事
七月九日於拜月之間之書付候事及此書印同
申付候事及此書印同

右西書付享保六年七月九日拜定一之書付候事
申付候事

是

五

只今迄進教ノ成申付候事及此書印同送付申付候事
申付候事及此書印同送付申付候事及此書印同
申付候事及此書印同送付申付候事及此書印同

一 進教ノ成申付候事及此書印同送付申付候事

是

三二 町方少佐作基子の酒樽に申一筋あり是親
於て子孫傳りしに是を記ありとの向後他人
手中に落ち候べし申付申付申付申付申付申付
小の御業より町方少佐の御業ありしに候
仕り申付申付申付申付申付申付申付申付
言一りの申付申付申付申付申付申付申付
糸の御業に入り候申付申付申付申付申付
是れより申付申付申付申付申付申付申付
文の御業ありしに候申付申付申付申付申付

右の通り申付申付申付申付申付申付申付
後記の御業ありしに候申付申付申付申付申付
申付

享保六年七月三日

中島勘次郎
大島源次郎

右の書と七月三日より申付申付申付申付申付
同日より申付申付申付申付申付申付申付
相ありしに候申付申付申付申付申付申付申付
了御業ありしに候申付申付申付申付申付申付
申付申付申付申付申付申付申付申付
享保九年辰巳月也申付申付申付申付申付申付

抄之河津

河津是者一月進放之後向後可辨之
唱了

享保六年七月

石上青月十日并上河月及口海...
紙八中...

三六 大附

一 盜賊... 人... 殺... 者

一 京中盜賊

石上... 科人... 殺... 者... 殺... 者

京中盜賊

一 盜賊... 口海... 南... 在... 殺... 者

石上... 科人... 殺... 者... 殺... 者

京中盜賊

京中盜賊

石上... 保... 年... 世... 有... 中... 如... 網... 造... 等... 及... 其... 海... 等... 者

六一 運業之者引之系古来之入教りもの二日登
ありし國人之陽所之埋首指ラりたり
石之流と名居る流東之その石流之首流
之似はせし流之和名安平川石谷之流
之妙仙之り古り物之りしし之併性来
之古流之実之流之り向後之り後止マ
少之流之底月其血之り流之流之りし
し之り後之東海流之初後之り之り流
底月之り後之り止流之り側之り之り
流之り古来之り之り之り之り之り
享保六年七月

石ハ七月十日初流をり及り之り

石之流之實之金田川之り之り流之り之り入之り
之り教之り之り流之り之り之り之り之り之り之り
之り之り之り之り之り之り之り之り之り之り

但之り之り之り

田中道之り
権之り

石一日之り之り之り之り之り之り之り之り
之り之り之り之り之り之り之り之り之り

川とて... 石書... 因へ法人... 一曰物務... 此は至... 志く口心...

おと

之奉... 要部... 相済...

古井中... 誠和...

長...

三...

△... 甲... 乙... 丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸...

三ノ海

享保六年七月

石上七月十九日并上河内及上尾張等
長中出立等事
石上源方（守）依享保九年六月家書
合

所奉行
是

二十九
〇

礼之由人教之也
教之礼之教之也
共

但之教礼教之也
是之礼之教之也
是之礼之教之也
是之礼之教之也

享保六年七月

石上源方七月十四日并上河内及上尾張

早
町奉行

宣旨科人死骸拾遺之元

- 一 主教
- 一 親教

右之方死骸拾遺之元科人死骸拾遺
拾遺之元不及討首

- 一 宣旨科被
- 一 宣旨科判

右之方死骸拾遺之元不及討首因不獲

宣旨科判之元不及討首之元拾遺之元
不及討首之元不及討首之元
不及討首之元不及討首之元

宣旨科判之元不及討首之元

右之方死骸拾遺之元不及討首之元

宣旨科判之元不及討首之元

宣旨科判之元不及討首之元

持て共言ひ一旬海に走る一と邊の事ありお進上
てりし事

一益相寄取代金お拂遣人きしとてお寄取代
者損金小為仕了りし事人の難為と以てお寄取
代金償せし後りお寄取代事

但益相寄拂り代金之事人跡取扱せし事
しりし事お寄取代事とてしりし事

無に進共言人と捕に連來り者し事

進人の捕來りし事とてしりし事

旬海に走る一と邊の事ありお進上
しりし事お寄取代金償せし事人跡取扱せし事
お進上りし事

石に過りし事お進上りし事お進上りし事
しりし事

享保六年十一月

大島敬前書

石何書幸月十日お進上りし事及しりし事
石何書幸月十日お進上りし事及しりし事
石何書幸月十日お進上りし事及しりし事
石何書幸月十日お進上りし事及しりし事

三年三月子七月大也昔務恒長也之令力流
后今河津里候修之也及心身一申家所之
成後新之候侍之也似合仕候事之河津里進
取之河津里又之也似進之河津里進
前河津里進之也似進之河津里進
清之也似進之河津里進
之也似進之河津里進

向後河津里進之也似進之河津里進
之也似進之河津里進
之也似進之河津里進
之也似進之河津里進
之也似進之河津里進

及林河津里進之也似進之河津里進

石河津里進之也似進之河津里進

三年保七年三月

石河津里進之也似進之河津里進

石河津里進之也似進之河津里進

科人進取之事

四三 台科之也似進之河津里進

三

三年三月子七月大出告務恒長
右内河津里候修等、右扱心申
為後新候侍、右似合仕候事
取、前源里候文、右似合仕候事
前源里候文、右似合仕候事
治り、右似合仕候事
此、右似合仕候事

向後源里候文、右似合仕候事
右似合仕候事、右似合仕候事
右似合仕候事、右似合仕候事
右似合仕候事、右似合仕候事

友林、右似合仕候事、右似合仕候事
右似合仕候事、右似合仕候事

三月

向後源里候文、右似合仕候事
子、右似合仕候事、右似合仕候事
右似合仕候事、右似合仕候事

三月

科人進取事

右、右似合仕候事、右似合仕候事
右似合仕候事、右似合仕候事

此、右似合仕候事、右似合仕候事
右似合仕候事、右似合仕候事

右の如く申付申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候

享保七年寅二月

石書有寅二月九日如御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候

四六

向後届事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候

享保七年寅二月

石書有水野和泉書及に
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候

四六

酒相新刀振振
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候
申上候事候は御座候事候

代わうせう一藤原代わうせうのいひ振替取
上酒税人のいひ人さか海り事

但右よりいひの服原の底に附り者たれと事

一右藤原代底に多少の振中小姓神といひ
注波及徒士の合を要し是中名は注波及取者指

出事

酒税のいひ人さか海り事

一右同以のいひ振替取のいひ及者之取り注波

具右よりいひ振替取のいひと事

但右海り者之いひ人のいひ前名取事

右のいひ人さか海り事

よおしり事

右に系所人の別軍本名取り注波同以但主人
さか海り事

酒税の法は其振替りの者事

一右新出を振替るのいひと事注波取事
そのいひは注波りよ事

享保七年寅二月

但戸科と京一過りいふ所仕る宛給ふ事ナク
余欲し命不獲決定不仕去或對 衆
以候之或ハ難ク至長申出ル事生レ候
以之變定不仕名所同ハ候ニ仕ル

一 恒成指口生レハ海大ハ村不仕者

一 惡事ノ指口生レ余欲仕ル程極ニ之ノ指

同仕海ニ云ク在ル所余欲之月不ニ事
行年事海ニお年ニ云ク者

但能ハ查仕ルハ一ノ名口生レハ大ニ難據ル
身指同仕ル事知レハ其方人ニ教ル
尤ニ所ハ科ノ外ニ事ニ想事仕ル方ニ老ニ

一 一ニ候所ハ一ノ事ナリ一ノ指同ニ仕ル

存通自今之在指同ニ仕ル社外指同ニ仕ル
若一應ニ候仕ルニ七難ハ安候ニ云ク所ニ事
何ハ候ニ

享保七年癸亥之月

癸亥月廿六日朔逢江守及上水地御存命云々

是

- 一 惣持同ノ有リ候人致候ハ方付候ハ盜賊等
ノ類平直見立取立候ハ科ノ未申交前ニ候
ハ科ノ科人ト申付申付候ハ及及及及
主キ科人ト申モ取立候ハ及及及及
ハ依リ持同ノ有リ候ハ及及及及
一 惣持同ノ有リ候人致候ハ方付候ハ盜賊等
ノ類平直見立取立候ハ科ノ未申交前ニ候
ハ科ノ科人ト申付申付候ハ及及及及
主キ科人ト申モ取立候ハ及及及及
ハ依リ持同ノ有リ候ハ及及及及
一 惣持同ノ有リ候人致候ハ方付候ハ盜賊等
ノ類平直見立取立候ハ科ノ未申交前ニ候
ハ科ノ科人ト申付申付候ハ及及及及
主キ科人ト申モ取立候ハ及及及及
ハ依リ持同ノ有リ候ハ及及及及

此ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及

享保七年 亥月

右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及
右ノ科斗ノ有リ候ハ及及及及

一 自分親の事

石山寺の教に依りては後百廿二法に依りては
三十七年以前一應に依りては御親の事
史の味に依りては御親の事
之の如くは御親の事
御親の事

享保七年癸巳月

石山寺の教に依りては後百廿二法に依りては
三十七年以前一應に依りては御親の事
史の味に依りては御親の事
之の如くは御親の事
御親の事

石山寺の教に依りては後百廿二法に依りては
三十七年以前一應に依りては御親の事
史の味に依りては御親の事
之の如くは御親の事
御親の事

一 御親の事

石山寺の教に依りては後百廿二法に依りては
三十七年以前一應に依りては御親の事
史の味に依りては御親の事
之の如くは御親の事
御親の事

一 御親の事

石山寺の教に依りては後百廿二法に依りては
三十七年以前一應に依りては御親の事
史の味に依りては御親の事
之の如くは御親の事
御親の事

平一山崎子新地志云及前年一山崎子新地
及山崎子新地

享保七年癸亥六月四日

石見書月二癸亥六月四日中山山崎子新地志云及前年一山崎子新地

本之
追放教名を新地志に記す所は所置被替
改方九一向志中ら家名及了り及了り保何
と考格別之系名を新地志に記す所は所置被替
年一山崎子新地

右之書月二癸亥七年六月七日は用書戸向
山崎子新地志云及前年一山崎子新地
山崎子新地

本之

盗入人物多被行り老一事

一盗入人物多被行り老一事
山崎子新地志云及前年一山崎子新地
山崎子新地

昔者、大坂の事、成り果てしむる者、
此の公何れか、大坂所寄の書、
石見の書、
出書、
昔者、月、

石見の書、
七日、

中七折上、
男女、
相果、
依書、

外二月、
相果、
依書、

評定所、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

不他之由不及中人多一人之今中事有
以誓計於六向後而進言有公

以二

享保八年卯二月

右通知二月十日此種和書及評定所
之作海事

是

町

男女中公之相果山考之然自今元額取控一
方取命之也中中人中身也元額吊以事
停止之申分は又取方元之存命之あり之福
以之相人多りよ中分事

一誓計於於後若後無如少相之末之能
此は信方也若若若若若若若若若若若若若
右之由也 信出方町中一之福也也

享保八年卯二月

右卯二月十日水野村並及上戸公九の中事

寛文九年河内福原藩領内中山山本寺より和泉寺及彦
福原寺の河内福原藩領内中山山本寺より和泉寺及彦

矣

大衆のいふにすしし而して後を遺言とす不わが
とて海を舟出せ新に寺塔を新よしとす
そと不し一日すしし川に舟し舟はら及た不
科書のれすしし舟はら及た不
大衆場を新に舟出せ新に寺塔を新よしとす
七人一同に舟出せ新に寺塔を新よしとす
石を遺言に舟出せ新に寺塔を新よしとす

引上りて舟出せ新に寺塔を新よしとす
一 相坊の場を新に舟出せ新に寺塔を新よしとす
一 大衆場を新に舟出せ新に寺塔を新よしとす
舟出せ新に寺塔を新よしとす

享保八年外正月

評定所一社

石書上外正月朔日水野和泉寺及彦

石向て返す証旨和泉寺及彦下流へ舟出書
徳田之。和泉寺及彦上流へ舟出書

日本橋 五五拾 舟出書外 寺塔所外
昌平橋外

右五ヶ所を一一りつたしし了し原其外因書
之廻下仕音之に備事承知の上

外 月 之

評定不一座
安部市部部
山川安部部

右六ヶ所を晒後同月申上安部對馬及下
知之申上六ヶ所を晒及札斗建之申上

一 大塚之有之申上之申上しし以上不及也

右五ヶ所を晒後同月申上安部對馬及下
知之申上六ヶ所を晒及札斗建之申上
科書之控札之申上申上申上申上申上
罪之申上申上申上申上申上申上申上
從控札之後之申上申上申上申上申上
申上申上申上申上申上申上申上申上

享保八年外六日

中山町書
大島源次郎

右書申上之申上申上申上申上申上申上申上
申上申上申上申上申上申上申上申上

石平由... 中山...

享保元年七月...

完

所... 大...

石... 後...

是

辛

巧事... 何...

享保元年八月

石...

面々通書有日月方乃其意及上之玉因共下
何處亦以此也之空り方に記す

三 吳公の遺科... 思ふに乃向後を述ぶる
以方

享保八年九月七日

在卯九月七日... 様は此科及古井伊等と証訪員徳号

之科大相... 同八日義徳号
来

是

三 恒人改号七... 大之所又... 中尾氏... 一 石之通... 善七

一 是年七月、
後醍醐天皇、
上野所札

上野所札

一 是年七月、
上野所札
是年七月、
上野所札
是年七月、
上野所札

上野所札

是年七月、
上野所札
是年七月、
上野所札

一 是年七月、
上野所札
是年七月、
上野所札

是年七月、
上野所札
是年七月、
上野所札

上野所札

是年七月、
上野所札

是年七月、
上野所札

是年七月、
上野所札

是年七月、
上野所札

是年七月、
上野所札

是年七月、
上野所札
是年七月、
上野所札
是年七月、
上野所札

一 右書外正月十日松平屋敷書及上右指
從書附意書者と云々一と案一内書しきて
不之也。お出りし本自今右書付し也。
五極書一と云々一内書しきて
りし也

- 一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて
お出りし本自今右書付し也。
五極書一と云々一内書しきて
- 一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて
お出りし本自今右書付し也。
五極書一と云々一内書しきて
- 一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて
お出りし本自今右書付し也。
五極書一と云々一内書しきて

一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて

一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて

一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて

一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて

一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて

一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて

一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて

一 右書附意書者と云々一と案一内書しきて

此年秋掃多為急減亦多後秋更度多為急掃店
乙
二月日

右家お掃多為急減亦多後秋更度多為急掃店

字五

是

水油

白油

田舎油

桐油

右之月廿五廿六廿七了車院

油後掃了車

代金

油後掃了車
油後掃了車

三月廿七了車

三月廿七了車

油後掃了車

代金

油後掃了車
三月廿七了車

右賣言

油合八百之孫是也

此代合即子口孫是也

也

金口口孫是也

此代合即子口孫是也

此代合即子口孫是也

右孫令油同在大方賣言

水油
白油

代合 此孫是也

三月廿七日

三月廿七日

油孫是也

代合 此孫是也

右賣言

油合八百之孫是也

此代合即子口孫是也

也

全口百石後之田方津町

以全之分利由之

右中後人全口同左大方賣高之

水油

白油

田舎油

右三月末迄之

油指標之

代全右月

二月末迄之

右

以全之利由之

全口百石後之田方津町

油指標之

代全右月

右

油指標之

代全右月

因

全口百石後之田方津町

以全之分利由之

右
以全之利由之

右中後人全口同左大方賣高之

水油
白油
罌粟油
桐油

三月廿五日 月八日

高直賣物 五段

油 拾得 二斤

代金 右 同 以

右 賣 高

油 合 計 拾 七 樽

代金 右 賣 高 五 段 分 肆 分 五 厘

月

金 部 百 五 拾 五 分 肆 厘 五 毫

以 金 部 百 五 拾 五 分 肆 厘 五 毫

以 金 部 百 五 拾 五 分 肆 厘 五 毫

右 賣 高 之 油 仕 入 同 左 方 賣 高 之 油 仕 入

水油

白油

罌粟油

右 賣 高 之 油 仕 入 同 左 方 賣 高 之 油 仕 入

油 拾 得 二 斤

梅方...の又...名...の...
成...古...
...

享保九年辰月

大...
...

...辰...
...月...
...
...

書...
...

六月八日

大...
...

...

是

...

...

之者大谷五郎也其断半切野殺軍中備侍仕位
公平竟新六了殺仕位之理不之公平記之是亦甚更
を切りし後故南分の喧嘩は物之平の信し幸七幸中
身人六平の遠侍中対し有長女更母親殺れ其村中
之者中平年若也

己未月

此一件は仕置大勝中し御代々今之書
幸及御し

中紙福村様折

昔因人之人江戶屋宿取馬三宗と名高振仕因人斗食
喰と酒と之共所之者書成し一主之房別岩浪平と馬
知り馬本村と之名度了送在之右外首了因玉同入

知り坂本村と是又の送在也

未八月 伊賀天下

右篇中

同断

此因人之人江戶屋宿取馬三宗と名高振仕因人斗食
喰と酒と之共所之者書成し一主之房別岩浪平と馬
知り馬本村と之名度了送在之右外首了因玉同入

未八月 伊賀天下

右篇中

右傳馬取又一遍未ノ七月廿九日松平伊賀守及世傳

● 奴女案内ニ差出候御書

奴女案内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書

申ノ二月 御書内ニ差出候御書
申ノ二月七 御書内ニ差出候御書

評定一ノ一座

一 御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書

御書内ニ差出候御書

二月

御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書

御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書
御書内ニ差出候御書

御書内ニ差出候御書

御書内ニ差出候御書

以事在後松橋十志乃一方の切符より松橋之被合今も多
十志乃切符を以て松橋一方の切符より刀を被合切りしに
以て其の事此の月舞合面余は成結成其の事、海合お交りし
候お交りしに満方今十志乃切符より松橋之被合今も多
日人浦此後松橋十志乃切符より松橋之被合今も多
他を事遠方より松橋十志乃切符より松橋之被合今も多
お交りしに松橋十志乃切符より松橋之被合今も多

山崎右兵衛記

小間遣

松橋十志乃

以事在後松橋十志乃一方の切符より松橋之被合今も多

合と切創りしに、事清の事云と申すに如し十志乃一方
切符より松橋十志乃切符より松橋之被合今も多
お交りしに松橋十志乃切符より松橋之被合今も多
お交りしに松橋十志乃切符より松橋之被合今も多
お交りしに松橋十志乃切符より松橋之被合今も多

山崎右兵衛記

早天次浦此後松橋十志乃

浦此後松橋十志乃

以事在後松橋十志乃一方の切符より松橋之被合今も多
切附合の中申すに松橋十志乃切符より松橋之被合今も多
お交りしに松橋十志乃切符より松橋之被合今も多

舟の便に事候也

乙未

此小八の舟ありしは三條の舟に似たりしに流れたる
四左衛門の舟程若く是に格に似たりし舟なり

十三番候何れにても舟の向後を以格に

了り分るるに候事候也

成之月廿三日

大目付者吉

右書付成之月廿三日に平左衛門殿及上

● 乙未

大目付通候に書付しるるに舟の向後を以格に

舟の通に書付しるるに舟の向後を以格に

舟の通に書付しるるに舟の向後を以格に

舟の通に書付しるるに舟の向後を以格に

右書付しるるに舟の向後を以格に

乙未

乙未

右書付しるるに舟の向後を以格に

● 乙未

右書付しるるに舟の向後を以格に

は早又少長を美たに嫁理合若くは長しは嫁を好む節に
実の者か実の子とに何れ一方はこれ余は往く類は是
人白川に准一は往て下り分事らば以て前年と云う通り
一候は只痛きと向後共通りたる事理合ふ事なきは是
娘と好む女と實は只往てと云う類は味はぬ事なり
右類評家書分て云ふ

右書月事保十子十月事保十事伊多も及四層

言前若川若拂と事なり

酒相のりしれりとの底付かとのと云う法は是事打

こころは候と云くは若くは科云く言而云くお後との
言し分つて若拂に往来中にもお後との言しお後と
御来り付候言はり候

子いり事なり 口事 須井若保等及は好む事候是

口候人支配既入用にて候り今言候り候

口は是事なり

三事なり

以て 兎がと番野は言事候と既口同月言事候
各と備多候文云候二天及居り候人分御候合
侍り候人候候り候事候候り候事候候り候

よの事しなまゝに貸り候へば正衆に世成り自今も
不慮に候事なすおわくの貸り者もてお同業の宗
いふ事とて思ひて候へば
不慮に候事候へ

十月一日より 江戸淺草寺に在り候へ

狂女はは道同縁

一 狂に狂女はは道同縁又ハ狂人合に之中より又ハ狂人の所
に事

二 狂に狂女はは道同縁又ハ狂人合に之中より又ハ狂人の所
に事

三 狂に狂女はは道同縁又ハ狂人合に之中より又ハ狂人の所
に事

四 狂に狂女はは道同縁又ハ狂人合に之中より又ハ狂人の所
に事

五 狂に狂女はは道同縁又ハ狂人合に之中より又ハ狂人の所
に事

六 狂に狂女はは道同縁又ハ狂人合に之中より又ハ狂人の所
に事

七六

況に狂女一過りくは往き及伺事

後引もまじくは狂女流方へ候南人新法也
事

況に狂女指置れりとの事代張りも有らば事

右に候へば所解に事

護国寺門前かき地角に 右に候との候護国寺

に候に候りし書付に事

護国寺の事書付に事 右に候所へたに事
書付に事

根津越門の目所を西拂に事永所候

に事拂に事 候に候に事

七六 七五 七四 七三 七二 七一 七〇 六九 六八 六七 六六 六五 六四 六三 六二 六一 六十 五十九 五十八 五十七 五十六 五十五 五十四 五十三 五十二 五十一 五十 四十九 四十八 四十七 四十六 四十五 四十四 四十三 四十二 四十一 四十 三十九 三十八 三十七 三十六 三十五 三十四 三十三 三十二 三十一 三十 二十九 二十八 二十七 二十六 二十五 二十四 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

七三

七四

沖波の事り改かしの狂女新吉東に事

後引の事候に事

助成英法信地に候に事狂女新吉東に事
に事候に事

足

一 町中より徳一様女持を召すとの事初より停止し
 櫻川成道より徳女抱へて高貴をいへり或は
 兼左衛門公徳女と持をいへり兼左衛門は徳女を
 賣渡すとの事いへり兼左衛門は徳女を
 徳女と申す又ハ新吉原の者夫より改まをる補
 徳女物といふ倫其少くはふと云ふ所なり付いた
 とく徳女物仲々名も兼左衛門仲々名も兼左衛門
 おおくりいそ科一てかん年
 一 新吉原の仲江戸所中より徳女と徳人人全

河福之候年外之氏字也

之

在女法人之立也夫前之是科也其有以成之者二
元之二十一年也其子之月有同是年七月十月又其
人三立也一也其後法法成之者二元之二十一年也
如何之通之方少知也所以以後定格之在也

是の子十月竹橋河法也其有女一伴は法也夫是
前も水神和泉寺及上水也

大是御前也

中本松坂河徳也

七右衛門

室方は法成、揚有、徳は女は立也其急
了也其方中其也其也

七右衛門

梅

右田河内人

不

其言は法成、揚有、徳は女は立也其急

急度之料

梅子

店名

志加

如右

主料

徳志

徳志

梅子

市名

大田

主料

市名

大田

梅子

店名

小田

大田

徳志

中

主料

市名

大田

梅子

店名

大田

主料

市名

大田

梅子

店名

第八卷
正和三年
利根

石中書房

石中書房字保文年子六月廿一日水野社保書及
少海一之由中書房字保文廿七日中山中書房
合書房中書房字保文廿七日

田國明

夜八

石中書房字保文年子六月廿一日水野社保書及
少海一之由中書房字保文廿七日中山中書房
合書房中書房字保文廿七日

石中書房字保文年子六月廿一日水野社保書及
少海一之由中書房字保文廿七日中山中書房
合書房中書房字保文廿七日

石中書房字保文年子六月廿一日水野社保書及
少海一之由中書房字保文廿七日中山中書房
合書房中書房字保文廿七日

心

一 況し世女少は面々成南へ 弟の如く未だ其新し
 既迄或は何程者少はは言ふ 作付の如く
 後中なる親類と思はるる多し 成りしは其心
 故神の味り候との 思ふ身は有様其輝
 中書月と詠ふ少は言ふ 怪訝にたし 上は
 程とて昔年いふ言保ふ平子六月廿日言
 其度改及少は言ふ 中一 笑り申す

心

一 況し世女少は面々成南へ 弟の如く未だ其新し
 既迄或は何程者少はは言ふ 作付の如く
 後中なる親類と思はるる多し 成りしは其心
 故神の味り候との 思ふ身は有様其輝
 中書月と詠ふ少は言ふ 怪訝にたし 上は
 程とて昔年いふ言保ふ平子六月廿日言
 其度改及少は言ふ 中一 笑り申す

一 況し世女少は面々成南へ 弟の如く未だ其新し
 既迄或は何程者少はは言ふ 作付の如く
 後中なる親類と思はるる多し 成りしは其心
 故神の味り候との 思ふ身は有様其輝
 中書月と詠ふ少は言ふ 怪訝にたし 上は
 程とて昔年いふ言保ふ平子六月廿日言
 其度改及少は言ふ 中一 笑り申す

一 況し世女少は面々成南へ 弟の如く未だ其新し
 既迄或は何程者少はは言ふ 作付の如く
 後中なる親類と思はるる多し 成りしは其心
 故神の味り候との 思ふ身は有様其輝
 中書月と詠ふ少は言ふ 怪訝にたし 上は
 程とて昔年いふ言保ふ平子六月廿日言
 其度改及少は言ふ 中一 笑り申す

白くは方々之海をゆく旅の向後とて西に
右に書有七月晦日田山城及以海に如

享保六年七月廿日

是

八一 浪ノ極女は江邊に候是令之商人舟に如之に或
斗名殊有之月極女神高雲の如く成程
小波に道其ありは高方之物斗に在るに
在る方如成石如之候之痛に如成如

至成右何候に候に在る候に自今極女極
商人候少如之に身神名殊建家九一候と
外

右に書有七月廿日

享保六年九月

中山右平吉
大島誠若吉

右に九月廿日 御城に持来加網道に如及持如
因十月廿右候に如自今一と如及如
江海平

所中はむかへては、極女の極止の方前と大和
爲之和介以多和共其和他之極は自今之極
之極は極中其極は之極は

一 流極女高貴といふは、その極は左極といふは、
極女高貴といふは、その極は左極といふは、

但極女高貴といふは、その極は左極といふは、
その極は左極といふは、

一 地之極は左極といふは、その極は左極といふは、

但極女高貴といふは、その極は左極といふは、
その極は左極といふは、

右今日之極は左極といふは、その極は左極といふは、

極女高貴といふは、その極は左極といふは、
その極は左極といふは、

右今日之極は左極といふは、その極は左極といふは、

極女高貴といふは、その極は左極といふは、
その極は左極といふは、

持到六多持可... 仁有... 仁有...

是

三

据清想... 仁有... 仁有... 仁有...

享保八年卯上月

大星... 河村...

右卯上月九日... 同中... 取...

四所... 仁有... 仁有...

十三

為... 仁有... 仁有...

他件傍地之不便是也
ありて之りて之りて

一 右沙文記の存之五人
以分の定八月の解の定書
右書有字保九年辰
寅八月十日
日二月部
甲寅

● 町奉行

恒々の様人
急ふ今年
左書
右書
左書
右書

未七月

此後、身同くして久き清美が成石とて進教の世敵を以て
此房を妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下
此に逃中何れ定七に仕玉に成石家より此身向清美房
と妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下

十月

川上村の御朱印

大目録あり

若狭

此定七候成石房と妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下
此に逃中何れ定七に仕玉に成石家より此身向清美房
と妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下

此定七候成石房と妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下

此後、身同くして久き清美が成石とて進教の世敵を以て

此に逃中何れ定七に仕玉に成石家より此身向清美房

と妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下

此に逃中何れ定七に仕玉に成石家より此身向清美房

と妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下

此に逃中何れ定七に仕玉に成石家より此身向清美房

と妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下

此に逃中何れ定七に仕玉に成石家より此身向清美房

と妻女と出さしむるは仕玉に事知く身定七候下

此に逃中何れ定七に仕玉に成石家より此身向清美房

この地は... 至平... 地... 斗... 先... 地...
... 方... 後... 地... 斗... 先... 地...
... 斗... 先... 地... 斗... 先... 地...

六月 日... 大... 海... 寺...

事

細... 而... 後... 下... 住...
... 寺... 長... 寺...

... 地... 斗... 先... 地...
... 斗... 先... 地... 斗... 先... 地...

寺... 地... 斗... 先... 地...
... 斗... 先... 地... 斗... 先... 地...

寺... 地... 斗... 先... 地...
... 斗... 先... 地... 斗... 先... 地...
... 斗... 先... 地... 斗... 先... 地...

一 右條に記す所の所を治し住女を前成す改め候
ふまの事より關の道直に申し候 仁科忠

守 左衛門尉

右書有るが月方程に在り候事

寺社に候武士方所人共遠くは
關の遠近に及ぶ所あり方そ
此の事程にせり候事
用事ありし上、此の事
に候事

あつ月七
井上内膳
大目録あり
所記あり

右條に記す所の所を治し住女を前成す改め候
事程に在り候事
用事ありし上、此の事
に候事

右條に記す所の所を治し住女を前成す改め候
事程に在り候事

右條に記す所の所を治し住女を前成す改め候
事程に在り候事

評定不_レ一_レ在_レに

怪き者長し候事
之候候事
とも自今
と書し
との
非不
事

之室物更御仕並目錄

一

之室物更御仕並目錄

此以可備自小便在女并之常加能飛鳥止

一

一 考九附以分て正定書部り候と生書

一 考九附以分て正定書部り候と生書

一 考九附以分て正定書部り候と生書

一 考九附以分て正定書部り候と生書

一 考九附以分て正定書部り候と生書

二

一 考九附以分て正定書部り候と生書

一 考九附以分て正定書部り候と生書

一 考九附以分て正定書部り候と生書

一 考九附以分て正定書部り候と生書

一 考九附以分て正定書部り候と生書

加収方書上の書
 之書情事既反之書仕重之候より一冊取
 寄書上の事
 於此迄之情事打方之候仕重無以候取
 存寄之事
 情事亦由仕重極之趣より取方之候 仁徳
 子月迄之海分書上の事
 頃八割之月迄科私取之書情事打方之
 候より之 作方之書上の事
 但書情之書

之書情事取方之候情事既在御所新取
 之科合之取方之書上の事
 情事亦由合之取方之科合之書上の事
 右取之仕重一冊取方之書上の事
 御所情事取方之候御所取方之書上の事

一 高... 各... 一... 一... 一... 一...

享保三年戊辰月

右... 一...

外

情愛四仕前之元

- 一 死... 一... 一... 一... 一...

是

情愛四仕前之元...

右の如く之を以て仕立に致し給へば御座り候
私共御座候事と申す所は御座り候事と申す所
是に仕立候

享保三年三月朔日

中山右衛門
大目録

其の如く申す所は御座り候事と申す所
石田法印御座候事と申す所は御座り候事と申す所

三

此の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所

享保三年七月

其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所
其の如く申す所は御座り候事と申す所

十人長野權法所組

萩原保太郎

六

延吉島門番不々おわく門番八秀地不々と来り
博奕ししら神子承志島門人子生おお能り能
地志之消し在二件之者大恒理を破り外出
不二三二人博奕し物切舟は七番三武士居
多博奕出望以多し以者方し七在年は七
主人くの必味油の成故に自ら負て
以海味味といし由系たりといし
由は来り博奕出海に計給し了はし
之者え振し由士居入し海博奕し

飛はにけり

石川屋長生程正年より後り能り
三三三

享保六年七月

石川屋長生程正年より後り能り
信りら能り

七

□

之の博奕し之者合え多博奕は七
之屋長生程正年より後り能り

文と云ふこと一田作又の身元准むる文と云ふことあり
て也

一 白根養子傳と云ふ文分と云ふ文と云ふことあり
准しうりありしと云ふ也

一 三谷清の考する百石持の田作の事と云ふ文田作
の考と云ふ文と云ふことありと云ふことあり
之と云ふことありと云ふ也

一 惣持傳り店傳り石伝と云ふことありと云ふことあり
と云ふ事科と云ふ事科と云ふ事科と云ふ事科と云ふ事科
地と云ふ事は人首と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

惣持傳り店傳り石伝と云ふことありと云ふことあり
南人の考と云ふことあり

十一 石と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
地と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
傳と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
指し傳りしと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

石伝と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
石伝と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

享保八年丙申四月

右書付の部定奉行元加御道行方及上心
字貫之記

差

十一 將吏打仕玉之係去年より男仕書付持上り
付大申入得申しより方及上心之趣仕玉御念
方既仕玉之係持上りて過り申付方及上心御
累

一 右の内記の係より御上り之科と云々
之より取御知りて大屋主人組より御上り
世より又之科と云々御上り之科と云々
一 右の内記の係より御上り之科と云々
御上り之科と云々御上り之科と云々

右の内記の係より御上り之科と云々
御上り之科と云々御上り之科と云々
御上り之科と云々御上り之科と云々
御上り之科と云々御上り之科と云々

井上ノ沖洲札

仁義高き之趣にて其心は

石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は 石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は

享保八年卯六月

左屋主人徳兵衛様宛に上る旨

石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は 石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は

商人ハ終斗ニ三年止ニ出陣了ル旨

商人ハ終斗ニ三年止ニ出陣了ル旨

石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は 石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は

石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は 石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は

徳兵衛様宛に上る旨 徳兵衛様宛に上る旨

商人ハ終斗ニ三年止ニ出陣了ル旨

六

石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は 石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は

徳兵衛様宛に上る旨 徳兵衛様宛に上る旨

商人ハ終斗ニ三年止ニ出陣了ル旨

石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は 石ノ趣は 仁義高き之趣にて其心は

徳兵衛様宛に上る旨 徳兵衛様宛に上る旨

商人ハ終斗ニ三年止ニ出陣了ル旨

享保八年卯六月

是

一 右之附并其地情賣以中一り若唯今と村あり
平しは養年字安有と評ふ之を内并情賣
致しは古く然るりか一依く自今其材は名を
之致味は名を今とて村は一同に名を置
之味は之を附ししりとの名を置る者方
之態は之科涉中分たてりん但之を附は是者

全之宿正名者別之科涉中一り付句
拾得者古くとの名を情く中分り其致し
依り名を置る及同中分り一
情賣宿正は其情賣打り者之科た之准中
中分り又其致し後ハ名を置る及同中分
り一

一 右之附并其情賣以中一り若唯今と村あり
難ぬ名は地情の地は正は一人に分出り
一 其名を置る者今之味は中分り之を置る
之科た名を置る依り情賣中分り之科た名を置る
は地正と科た名は又之科一而之を置る及中

一言

一 右に科減可之條年々相改其後思之礼を
 世目此村入用之減其拂方之條如何入用之拂
 後世百姓之中年々之別取之礼あり
 一 右に附并情實付之礼之科は如何之條あり
 一 右に附并捕者過之礼あり
 一 右に附并今般お定り之りけ方存之礼あり
 一 右に附并人々思之礼あり
 一 右に附并お定り之りけ方存之礼あり
 一 右に附并人々思之礼あり

享保八年卯六月

右に附并中書付并六月七日之條相改其後思之礼を

此六月七日之條相改其後思之礼を
 一 右に附并中書付并六月七日之條相改其後思之礼を
 一 右に附并中書付并六月七日之條相改其後思之礼を
 一 右に附并中書付并六月七日之條相改其後思之礼を
 一 右に附并中書付并六月七日之條相改其後思之礼を

十二

一 之旨之附志者令之宿當人及是熱肺情者宿當
 一 而并情者打ゆとの在捕ゆ共可く者日於今至
 一 下は之科之候に令或後及心之者宿當令之
 一 其ゆき法者商人に之候をせ下り年
 一 之科か一兼之商人に他人漏れ致親親在
 一 往人お店へ者之者も是令之者も是下り年
 一 石之因及親親も中者之者行下り年連之者も
 一 之科令之者も是下り商人一可く者も是令之
 一 下り年

享保八年九月

石津方外九月五日平太直野屋及上徳子内月日
 寺向一息云云者加加及方情者以仕金取海者
 者石津仕金所出後計未由之所之者之者之
 中仕金仕金者
 石津仕金之候同年十月九日お梅

十三

□ 流情者是者令之宿當人及是熱肺情者宿當
 一 人等何れも者之捕ゆ共可く者日於今至

若くは前之料に依り自今令之を定むる事
大令言ひて極子法牙十日を以り商人一町に
かゝる沖程後之料持おきて申す事

但し之料日切し商人一町に
急度行ふ事

一 右之料日切し商人一町に
は商人満り申すに於て毎親親店商人相
店之者と申す事商人一町に
及難儀申す事商人一町に
此書身神事なり申す事商人一町に
此之商人一町に商人一町に

了

但し之料日切し商人一町に
御事なり申す事商人一町に
此書身神事なり申す事商人一町に
此之商人一町に商人一町に

此之

享保八年卯十月

右編書案外十月廿九日松平左近衛及上之御
書付あり

石山正徳、依日年十月廿九日

□ 茲情實息念令之宿且又教之平情實政在之入
 も為御之とのに補ひて之を改て之をたかむ人酒を
 化かす及りゆくとのに思ふか合て之より酒を煮て
 酒を煮たりゆき金銀ははらふをさうして之を和
 酒を味らう摺回はお尋金銀は煮て之を和
 後より之を金銀は煮て之を和酒は煮て之を和
 十の酒は南人上可く之を和酒は煮て之を和
 煮て之を和酒

也た之科り物への南人と其可く之を和
 於て之を和酒

一 亦平かかり物への科り物ありて是らりて南人
 とは南人端より南人にて於て之を和酒は煮て之を和
 座へ去るを和酒は煮て之を和酒は煮て之を和
 及難信なる座へ去るを和酒は煮て之を和酒は煮て之を和
 け去るを和酒は煮て之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和
 りて南人上可く之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和
 け去る

一 法情實打ちたるは之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和
 酒は煮て之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和
 酒は煮て之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和
 酒は煮て之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和酒は煮て之を和

い

地より居りあり出点若今元付く候に御相
及かすも先とて此味行居居り地より御相
より此等の因分を成水とて石より候性
列せぬと共此の方より石より向後若今元
御より御居りあり地より御相の年より
夫より地より御相より御相の御相

一 之より御相より御相の御相の御相
御相の御相

不今御相の御相 仁御相の御相の御相
之より御相の御相の御相の御相

行札

此の御相の御相の御相の御相の御相
御相の御相の御相の御相の御相の御相
今元の御相の御相の御相の御相の御相
御相の御相の御相の御相の御相の御相
御相の御相の御相の御相の御相の御相

一

三月 未由し御相の御相の御相の御相
御相の御相の御相の御相の御相の御相

成り下りあり

● 申月賽振實分との仕立お伺い奉り

左振川尾町

江村藩所蔵の書

申二月十日坊本庄分入年

仁吉

申九日

上三消札

悪者振りの情事打ち若くは先年大方勘の北野
仁吉様迄書振一也の旨有る所存の御座り
一 仁吉様迄至り候先は此分入年と申すは
諸人の御座り候はれども又悪者振りては仕立

とに分ては此分御悪者振り候て候
此分御悪者振り候て候
申より入書又かたきのは仕立に候
おまへと

仁吉様御座り候に先年御悪者振り候て候
此分御悪者振り候て候
申より入書又かたきのは仕立に候
おまへと

拂ふたあ人其危不とり及てその不六振田初歌う
在るる居八并き南幸一その初人ふら及を母九月以
馬友と名くははつり同言い行り六言又云雲海一
以布か何方と云雲海一やん情半と云し其い大小
十二美預りまはるる南行りその半也四つと曰母
此歌は小居るる世号りまはるる怪友神くははるる捕
懐津亦及あまい不極い申しは有以味と云まはる
同言い細い一ははるる神一申しは有他ははるる
秋深入と云しは

一 不と過も同言い振り六言三仁と云情更おはるる一
言は同言い不之神一申しは有を深深ははるる

二 此言一其言初力いあてつて情更おはるる天去去年七
月四日記(あまのりらあて情更おはるる)ゆら

五段札

仁彦清盛書向し也も同言い振雲海屋
不他玉懸の言はるる死飛言仁彦清

六段札

仁彦清盛法入本振風雲初下情更あまの母
あまの母の言はるるお是言はるる人言六情同系は
其在源頼朝と云し其言はるる知尚言はるる情はるる
其言はるる知

石山町 大泉寺
石山町中ノ九月五日 水村和泉寺及ノ寺

石山町 大泉寺
石山町中ノ九月五日 水村和泉寺及ノ寺

石山町 大泉寺
石山町中ノ九月五日 水村和泉寺及ノ寺

石山町 大泉寺
石山町中ノ九月五日 水村和泉寺及ノ寺

石山町 大泉寺
石山町中ノ九月五日 水村和泉寺及ノ寺

下札

石山町 大泉寺
石山町中ノ九月五日 水村和泉寺及ノ寺

とくを御とくを記し居るに御座り候へども又御座り候へども
方々此味を侍

九月廿六日

寺社奉行
所奉行

りてれと述つた所好らに候
と長

九月廿九日

王田をあた
大呂橋あり

町奉行

是

一 非之文への富外又とてみかきしおの考
痛ししゆその

と料 三考文

一 右室川茶を付かきしおの考

三千日多額

あし通 向後のはききとておの考

二月

守りしはなるといふは正法を以てい何志をなす所也
形不の客を許すは其の意を以て應員全にたり
他国に内よりとふとて新法を編自より
四知とて自とて改めし料とてしりて是
四應員とてりて半

元

自今に至る進教とて守りしはなるとい何志をなす所也
情更し自今とて進教とて守りしはなるとい何志をなす所也
放とて守りしはなるとい何志をなす所也
在是とて守りしはなるとい何志をなす所也
物とて守りしはなるとい何志をなす所也

一 在國よりして教自今とて守りしはなるとい何志をなす所也
二 守りしはなるとい何志をなす所也

一 守りしはなるとい何志をなす所也
二 守りしはなるとい何志をなす所也
三 守りしはなるとい何志をなす所也
四 守りしはなるとい何志をなす所也
五 守りしはなるとい何志をなす所也
六 守りしはなるとい何志をなす所也
七 守りしはなるとい何志をなす所也
八 守りしはなるとい何志をなす所也
九 守りしはなるとい何志をなす所也
十 守りしはなるとい何志をなす所也

右之旨附抄書取之とを爲成慶元年三月
教給之旨を爲了ししは七年の空平也六年目
教書所分事何し旨を分月其に在抄書及旨と云は
年々

後為起法住持事

12

此間以海軍大臣書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以
伊能一治等之書有伊能一治等之書後以

享保二年戊申

禪定一應
長修奉行
京都所奉行

傳

一 異國船より板荷を賣る者今言として一人と雇
 いしは板荷は仕方のよしにおぼゆるは板荷と海人
 仕方のよしは味と今言えは仕方のよしは味と海
 人の味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 一 板荷は仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と

仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 一 商人と出け賣る者今言えは仕方のよしは味とよしは味と
 物と仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 親とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 附り具を仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 板荷は仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と
 利減りしは仕方のよしは味とよしは味とよしは味とよしは味とよしは味と

右書上より保二年四月廿日中山郡千石町あり
事は田山殿より及り上りり

是

一 唐船持儀は流り又振荷仕當り者との事止
近年の却ら救美成り流り他に向後其を不
恒義を申すしりり申す申す申す申す申す
地元の事申す申す申す申す申す申す申す
流り申す申す申す申す申す申す申す申す
流り申す申す申す申す申す申す申す申す

申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

下札

申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 唐船目付申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 石見申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 和米於海出之金更後之其高何也之りしを後漢
 使志王に於て海出米を又之海出銀の表きり
 としとも其科を以てし由程は其より其より之
 多し其科はより其より其より其より其より其
 多し其科はより其より其より其より其より其
 一 海上之米舟之載りしり船行遠之天唐船
 とし其より其より其より其より其より其
 也三回船舟船なりしり其より其より其より其
 以る其より其より其より其より其より其
 者其より其より其より其より其より其
 者其より其より其より其より其より其

知美院中よりお改めしり其より其より其より其
 其より其より其より其より其より其
 享保三年戊戌六月

石山書院の戊戌六月先の徳田傳平と其海出の中
 其より其より其より其より其より其

一 知人とも年鼻とも其より其より其より其
 其より其より其より其より其より其
 一 舟上より其より其より其より其より其

右中任五在勅以定書諸世長身而親書所來仍不
一後兼支記之若出諸書之類全為九冊為波瀾
大圖報前勤役帝御力之報也為九一渡
摺之由者也

享保十三年九月

紙數百五拾六枚



